三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
四　合併又は分割の方法及び条件
五　合併又は分割の理由
六　合併又は分割の時期
七　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し
二　合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
三　［略］
四　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款
五　前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
六　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
3　［略］
（記録）
第十九条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の施設管理（第二十二条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第二十二条第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間

三　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
四　合併の方法及び条件
五　合併の理由
六　合併の時期
［号を加える。］
2　［同上］
一　合併契約書の写し
二　合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
三　［同上］
四　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
3　［同上］
（記録）
第十九条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の検査記録		
イ　法第二十八条第一項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　法第二十九条第一項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間